

研究論文

近畿高等学校統一応募用紙の制定過程に関する実証的研究
—大阪府高等学校進路指導研究会の立場から—

森 均*

An Empirical Study on the enactment process of Kinki Senior
High School Unified Employment Application form

- From the situation of the Osaka Senior High School Vocational
counseling meeting for the Study -

Hitoshi MORI

【要 約】

近畿高等学校統一応募用紙は、高校生が就職試験を受験するために求人事業所に提出する用紙であり、紹介書、履歴書、調査書からなる。近畿高等学校統一応募用紙が昭和 46（1971）年 2 月に制定され使用されるまで、求人事業所は就職差別を温存助長する恐れのある思想、信条、宗教、尊敬する人物、支持政党、家族の資産、住居環境、家族の学歴などの記入項目のある独自の応募用紙〈社用紙〉の提出を求めていたが、そのことによって適性と能力以外のことで社会的差別を受けてきた多くの同和地区出身生徒等、非差別の状態におかれた生徒の苦しみは計り知れないものがあった。そこで、こうした差別を生み出す社用紙を撤廃するために制定されたのが近畿高等学校統一応募用紙である。

しかしながら、近畿高等学校統一応募用紙が制定されてから40年以上が経過し、制定の趣旨が教育関係者等に徹底されていないだけでなく制定の経過を正確に記録にとどめることも難しくなりつつあることから、本論考では資料をもとに制定の経過を明らかにして後世に残すとともに、近畿高等学校統一応募用紙制定の趣旨を再認識することを目的とする。

* 大阪女学院大学・短期大学

1 はじめに

近畿高等学校統一応募用紙（以下、「近畿統一用紙」と表記する）は、高校生が就職試験を受験するために求人事業所に提出する用紙であり、紹介書、履歴書、調査書からなる。近畿統一用紙が制定されたのは昭和46（1971）年2月であるが、昭和45（1970）年度までは、求人事業所は独自に作成した応募用紙の提出を求めていた。当時、この応募用紙は社用紙⁽¹⁾と言われ、昭和40（1965）年8月に示された同和対策審議会答申⁽²⁾に「国民的課題として早急に解決すべきである」と指摘された就職差別を温存助長する恐れのある思想、信条、宗教、尊敬する人物、支持政党、家族の資産、住居環境、家族の学歴、職業、家族の関係などの記入項目が含まれていた。また、社用紙に戸籍謄本や抄本の添付を求めて提出させ本籍を調査するなど、すべての国民に基本的人権の享有を保障した日本国憲法の理念に著しく反することが行われていた。さらに、身元調査や家族調査が行われてきたことによって、適性と能力以外のことで、社会的差別を受けてきた多くの同和地区出身生徒等、非差別の状態におかれた生徒の苦しみは計り知れないものがあつた。そこで、こうした差別を生み出す社用紙を撤廃するために制定されたのが近畿統一用紙である⁽³⁾。

さて、近畿統一用紙が昭和46（1971）年2月に制定されてから40年以上が経過し、その趣旨が徹底されずトラブルが発生した事例が報告されている⁽⁴⁾。また、教員の若返りが進み近畿統一用紙制定の趣旨徹底が緊急の課題になっていることも報告されている⁽⁵⁾。しかしながら、近畿統一用紙の制定過程をまとめたものには論考が1件⁽⁶⁾あるほか大阪府高等学校進路指導研究会の創立40周年記念誌に掲載されている年表⁽⁷⁾があるが、いずれも記載内容の出典が明らか

⁽¹⁾ 「社用紙」 別紙資料1 大阪府高等学校進路指導研究会創立40周年記念誌 平成17(2005)年3月31日 pp42-47

⁽²⁾ 同和対策審議会答申「同和地区に関する社会的および経済的諸問題を解決するための基本方策」[昭和40(1965)8月11日]抜粋

○ 「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。」（第1部「同和問題の認識」、1「同和問題の本質」）

○ 「求人側の理解を求めるために必要な諸施策を積極的に行うとともに、雇用の選考基準、採用方針、選考方法などに関する差別待遇を根絶するため、職業安定法に基づき啓発と指導を強力に行うこと。」（第3部「同和対策の具体案」、3「産業・職業に関する対策」、③「就業状態の改善対策」、(vii)）

⁽³⁾ 「統一応募書類の作成経過とそのとりくみ」 大阪府高等学校進路指導研究会・大阪市立高等学校教育研究会進路指導部会・大阪府私立高等学校進路指導研究会 昭和48(1973)年9月

⁽⁴⁾ 森 均 「近畿高等学校統一応募用紙に係るトラブルから学ぶ」 摂南大学教育学研究 第8号 2012年1月 pp9-15

⁽⁵⁾ 大阪府公立高等学校教頭会人権教育委員会研修 平成26(2014)年11月12日 於：大阪府立柴島高校

⁽⁶⁾ 森 均 「近畿高等学校統一応募書類の制定までの経過について」 平成16(2004)年度 日本進路指導学会第26回研究大会発表論文集 pp114-115

⁽⁷⁾ 「概説年表」 大阪府高等学校進路指導研究会創立40周年記念誌 平成17(2005)年3月31日 pp69-72

にされていない。

一方で、昭和 45 (1970) 年度当時に近畿統一用紙の制定に関わった教員は相次いで他界され、大阪府においてご存命の方はお一人のみである。このままでは、制定の経過や趣旨を正確に記録にとどめることが難しくなるだけでなく、資料の散逸の可能性もある。

そこで、本論考では入手した資料をもとに正確にその経過を明らかにし、後世に残すとともに近畿統一用紙制定の趣旨を再認識することを目的とする。

2 研究の方法

近畿統一用紙の制定当時、近畿高等学校進路指導連絡協議会のメンバーで、大阪府内でただ一人ご存命の方から統一用紙制定に関わる関係資料をコピーさせていただいた。次に、大阪府高等学校進路指導研究会の元会長や過去に担当指導主事だった方々からも資料やメモを提供していただいた。さらに、筆者が今まで収集してきた資料を加えて、全資料の内容を時系列に整理した。そして不明な点は資料提供者に問い合わせを行い文書で回答を得た。

3 近畿高等学校統一応募用紙の制定[昭和 46 (1971) 年]以前の状況

(1) 守られていなかった採用選考開始日

昭和 30 年代、文部省と労働省連名で採用選考開始日等の通知文が発出され「採用選考開始日は 11 月 1 日以降とする」⁽⁸⁾と通知されていたが、昭和 31 (1956) 年度から昭和 40 (1965) 年度の経済成長率は平均 9.0%である⁽⁹⁾ことからわかるように若年労働者の需要が増大し、そのため企業の求人活動が次第に活発化して採用選考開始日は早期化していった。そして、昭和 40 (1965) 年になると多くの事業所が 5・6 月に採用選考を実施するようになり、高校教育に大きな影響を及ぼす事態となった⁽¹⁰⁾。このような事態を受けて大阪府高等学校進路指導研究会では、会長名で各事業所に文書を送り「(採用選考開始日は) 最終学年の第 1 学期の成績が明らかになってから後にいたしたく、したがって選考開始は 8 月 1 日以降にお願いいたします。これは高校教育の充実を図り、ひいては業界の期待にこたえるためにも、私たちとしては固く守りたいと存じます。」と訴えていた⁽¹¹⁾。

⁽⁸⁾「高等学校・中学校新規卒業者の推薦開始の時期等について(通知)」昭和 35(1960)年 3 月 30 日付 文初職第 160 号 労働省職発第 73 号 各都道府県知事・各都道府県教育委員会・五大都市(横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)教育委員会・付属の高等学校を有する各国立大学長・各国立高等学校長宛 文部事務次官・労働事務次官発

⁽⁹⁾ 経済成長率の推移：社会実情データ図録 (<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/index.html>)

⁽¹⁰⁾ 「昭和 45 年度研究会の動き」大阪府高等学校進路指導研究会機関誌「進路」第 5 号 昭和 46(1971)年 3 月 31 日 pp35-38

⁽¹¹⁾ 「昭和 42 年度高校就職希望者の取り扱いについて」昭和 42(1967)年 7 月 1 日付 人事部(課)長宛 大阪府高等学校進路指導研究会会長 小野雄三発

(2) 近畿高等学校進路指導連絡協議会の発足

昭和44(1969)年2月に京都府から「就職時期(推薦及び選考開始日)の遵守について大阪府と協定して取組みたい」と申し出があり、京都府教育委員会志摩寿夫指導主事が大阪府高等学校進路指導研究会小野雄三会長(三国丘高校長)に会いに来られた。京都府だけではどうにもならない問題であり、近畿では大阪が中心になっていることからこの呼びかけになった⁽¹²⁾。昭和44(1969)年3月4日に「京都・大阪合同進路指導懇談会」が開催され、「就職あつ旋開始期日をめぐる諸問題について」をテーマに話し合いが行われた⁽¹³⁾。出席者は、京都府教育委員会・大阪府教育委員会の担当者、各進路指導研究会の代表者であった。

しかし、採用選考開始日の遵守について京都府、大阪府だけの取組みではあまり期待がもてないのでこの懇談会を契機に大阪府高等学校進路指導研究会等が中心になり、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県に呼びかけ、近畿全体で取組むことになった。このことがのちの近畿高等学校進路指導連絡協議会設立のきっかけとなり⁽¹⁴⁾、⁽¹⁵⁾、昭和44(1969)年9月26日「近畿高等学校進路指導連絡協議会」が設立⁽¹⁶⁾された。

(3) 採用選考開始日の遵守

近畿高等学校進路指導連絡協議会が最初に取り組んだ課題は、採用選考開始日の遵守についてであった。資料によると中央雇用審議会答申に基づき、昭和45(1970)年度の採用選考開始日は8月1日以降とされた⁽¹⁷⁾。

昭和45(1970)年度は、好景気で求人条件が都市も地方も良かったこと、近畿高等学校進路指導連絡協議会の発足によって近畿地方で結束が図られたこと、公共職業安定所の確認印のある高卒用求人票のみ受け付けることになったことなどから採用選考開始日は全国的に守られた⁽¹⁸⁾。

そして、昭和45(1970)年12月3日、文部省初等中等教育局長・労働省職業安定局長から各都道府県教育委員会教育長宛に「昭和46(1971)年度から採用選考開始日は10月1日以降にする」と通知された⁽¹⁹⁾。以降、選考開始日は11月1日、10月1日、9月16日と変更されたものの現在も遵守されている。

⁽¹²⁾ 宮川誠二 「近畿高等学校進路指導連絡協議会の発足について」 大阪府高等学校進路指導研究会機関誌「進路」第4号 昭和45(1970)年3月 pp41-43

⁽¹³⁾ 「京都・大阪合同進路指導懇談会」出席者名簿 昭和44(1969)年3月4日開催

⁽¹⁴⁾ 注(12)参照

⁽¹⁵⁾ 金井辰男 講演記録(平成3(1991)年5月21日 滋賀県高等学校進路指導担当者対象の講演会 於：滋賀県立彦根東高校)

⁽¹⁶⁾ 「近畿高等学校進路指導連絡協議会」出席者名簿及び会則 昭和44(1969)年9月26日 於：大津市

⁽¹⁷⁾ 注(12)参照

⁽¹⁸⁾ 注(12)参照

⁽¹⁹⁾ 「中学校・高等学校新規卒業者の就職のための推薦開始の時期等について(通知)」 昭和45(1970)年12月3日付 文初職第495号 労働省職発第501号 各都道府県教育委員会教育長宛 文部省初等中等教育局長・労働省職業安定局長発

4 近畿統一用紙の制定までの過程

次の課題が統一用紙の制定であった。昭和44(1969)年2月に開催された「近畿地区教育委員会指導主管課長会議」において⁽²⁰⁾、近畿地区高等学校就職問題協議会の設置が提案され、同年10月に「第1回近畿地区高等学校就職問題協議会」が開催される⁽²¹⁾など、採用選考開始日の遵守への取組みとともに統一用紙制定の機運が高まっていた。

(1) 見送られた昭和45(1970)年度中の大阪府下公私立高校統一用紙制定

大阪府においては、大阪府教育委員会が昭和45(1970)年4月22日に府下公私立高等学校進路指導主担者を集めて「進路指導主担者打合せ会」を開催し、選考開始時期についての打合せを行うとともに大阪府教育委員会は各校に就職関係書類を5月6日開催予定の大阪府高等学校進路指導研究会総会の際に提出するように指示した⁽²²⁾。以下、時系列に述べる。なお、衛星都市⁽²³⁾は大阪府に含めて述べる。

<昭和45(1970)年>

4月22日 進路指導主担者打合せ会⁽²⁴⁾

対 象： 大阪府下公私立高等学校進路指導主担者

内 容： 選考開始時期についての打合せを行うとともに大阪府教育委員会は各校に就職関係書類を5月6日開催予定の大阪府高等学校進路指導研究会総会の際に提出するように指示した。

5月6日 各校から就職関係用紙が提出される⁽²⁵⁾。

5月28・29日 大阪府教育委員会指導主事2名と大阪府高等学校進路指導研究会役員が各校から提出された就職関係用紙の差別項目等について検討⁽²⁶⁾

6月2日 大阪府・市高等学校進路指導研究会役員連絡会⁽²⁷⁾

出席者： 大阪府教育委員会指導主事 1名

大阪市教育委員会指導主事 2名

大阪府高等学校進路指導研究会役員 6名

⁽²⁰⁾ 「第2回近畿地区高等学校就職問題協議会」(昭和45(1970)年11月5日開催)大阪府教育委員会教育次長の挨拶文

⁽²¹⁾ 注(20)参照

⁽²²⁾ 「就職関係書類の検討について」(担当指導主事メモ)昭和45(1970)年7月

⁽²³⁾ 衛星都市：当時は高等学校を設置していた岸和田市、堺市、東大阪市の3市のことをさしていたが、現在は平成18(2006)年4月に堺市が政令指定都市に移行したことから、岸和田市、東大阪市の2市をいう。2市合わせて全日制課程2校、定時制課程2校があり、いずれも大阪府高等学校進路指導研究会に所属している。

⁽²⁴⁾ 注(22)参照

⁽²⁵⁾ 注(22)参照

⁽²⁶⁾ 注(22)参照

⁽²⁷⁾ 注(22)参照

大阪市立高等学校教育研究会進路指導部役員 5名

内 容： 統一用紙の採用について大阪市立高等学校教育研究会は大阪府高等学校進路指導研究会総会の決定を待って、総会で検討することになる⁽²⁸⁾。

また、大阪府、大阪市ともに本年度（昭和45(1970)年）からの統一用紙採用は難しいという見通しで⁽²⁹⁾、本年度中（昭和45(1970)年）に大阪府下の統一用紙（以下、「大阪府下公立私立高校統一用紙」と表記する）を作成することになった⁽³⁰⁾。そして、社用紙の差別につながる項目は、「申し合わせにより記入いたしません」という印を押すことになった⁽³¹⁾。

6月15日 大阪府高等学校進路指導研究会長から文書「社用紙の取扱いについて」発出⁽³²⁾

内 容： 思想、生活信条、宗教、支持政党、尊敬する人物、資産状況、住居状況、家族の職業、収入、家族関係(続柄)、家庭環境、自宅までの略図、その他備考欄といった項目は「申し合わせにより記入いたしません」と記入すること。

(2) 昭和45(1970)年度中に大阪府下公立私立高校統一用紙制定へ

昭和45(1970)年6月の時点では昭和45(1970)年度中に大阪府下公立私立高校統一用紙を制定して使用することは見送られたが、その後、大阪市立高等学校校長会から昭和45(1970)年度中の統一用紙制定について強い働きかけがあった⁽³³⁾。このことを受けて大阪市立高等学校教育研究会が独自の統一用紙を制定する。そのことが大阪府立高校の統一用紙、大阪私立高校の統一用紙制定を促し、大阪府下公立私立高校の統一用紙制定へとつながっていく。その経過を時系列にたどる。

<昭和45(1970)年>

6月18日 大阪府・市教育委員会で社用紙の取扱いについての連絡会⁽³⁴⁾

内 容： 大阪市教育委員会は大阪府教育委員会と同調したい。

6月25日 大阪市立高等学校教育研究会総会⁽³⁵⁾

内 容： 大阪市の統一用紙制定について小委員会に付託し、大阪市立高等学校教育研究会進路指導部が所定用紙を制定することになった⁽³⁶⁾。

⁽²⁸⁾ 注(22)参照

⁽²⁹⁾ 「統一用紙の経過と総括」(大阪市立高等学校教育研究会進路指導部会資料) 昭和45(1970)年度

⁽³⁰⁾ 注(10)参照

⁽³¹⁾ 注(22)参照

⁽³²⁾ 「社用紙の取り扱いについて」 昭和45(1970)年6月15日付 高等学校長・進路指導部長宛 大阪府高等学校進路指導研究会会長小野雄三発

⁽³³⁾ 注(29)参照

⁽³⁴⁾ 「就職関係書類(社用紙)の統一について」(担当指導主事メモ) 昭和45(1970)年8月

⁽³⁵⁾ 注(34)参照

⁽³⁶⁾ 注(34)参照

7月1・3・9・11日 大阪府・市教育委員会、労働部、企画部、学校（校長、研究会）で連絡会⁽³⁷⁾ 7月9日の連絡会には、大阪府高等学校進路指導研究会代表2名が出席した。

内 容： 「大阪府立高校と大阪市立高校だけでも統一したい」「大阪市立高校だけでもやりたい」といった意見が出されたが、私学も含めて大阪府下公私立高校全体で統一する方向性が示された⁽³⁸⁾。

7月14日 「就職関係書類について」発出⁽³⁹⁾

内 容： 大阪府教育委員会教育長他から「高等学校生徒就職関係書類について（依頼）」を各企業主に送付した旨、府立高等学校長宛に通知された⁽⁴⁰⁾。また、この依頼文で、社用紙の就職差別の生ずる恐れのある項目については記入しないこと、大阪市においては別途用紙を使用する⁽⁴¹⁾ことが明記された。

7月15日 大阪市教育委員会が大阪市立高等学校に学校所定用紙（大阪市立高等学校教育研究会進路指導部所定用紙）と趣意書を配付⁽⁴²⁾

8月1・2日 大阪府高等学校進路指導研究会役員会⁽⁴³⁾ 於：小浜

内 容： 大阪府立用・衛星都市立用の大阪府高等学校進路指導研究会様式1～3を検討し決定

8月5日 大阪府高等学校進路指導研究会長から高等学校長・進路指導部長宛に「就職あっせん用紙の統一について」発出⁽⁴⁴⁾

内 容： 大阪府高等学校進路指導研究会様式の決定を連絡した。

8月6日 大阪府教育委員会教育長から堺・岸和田・東大阪・池田・八尾各市教育委員会教育長・府立高等学校長宛に「高等学校生徒の就職関係書類の取扱いについて」発出⁽⁴⁵⁾

内 容： 大阪府立並びに衛星都市立高校の就職関係書類の統一をみたこと及びその使用を通知し、大阪市立及び私立高校においてそれぞれ統

⁽³⁷⁾ 注(34)参照

⁽³⁸⁾ 注(22)参照

⁽³⁹⁾ 「就職関係書類について」昭和45(1970)年7月14日付 指一内第369号 府立高等学校長宛 大阪府教育委員会教育長吉澤正七郎発

⁽⁴⁰⁾ 注(39)参照

⁽⁴¹⁾ 「高等学校生徒就職関係書類について（依頼）」昭和45(1970)年7月15日付 45教委指一第365号 各事業主宛 大阪府教育委員会教育長・大阪府企画部長・大阪府労働部長・大阪市教育委員会教育長・堺・岸和田・東大阪・池田・八尾各市教育委員会教育長発

⁽⁴²⁾ 「就職関係書類等について」昭和45(1970)年7月15日付 事業主宛 大阪市立高等学校長発

⁽⁴³⁾ 大阪府高等学校進路指導研究会機関誌「進路」第5号 昭和46(1971)年3月31日 pp46

⁽⁴⁴⁾ 「就職あっせん用紙の統一について」昭和45(1970)年8月5日付 高等学校長・進路指導部長宛 大阪府高等学校進路指導研究会長小野雄三発

⁽⁴⁵⁾ 「高等学校生徒の就職関係書類の取扱いについて」昭和45(1970)年8月6日付 45教委指一第392号 指一内第390号 堺・岸和田・東大阪・池田・八尾各市教育委員会教育長・府立高等学校長宛 大阪府教育委員会教育長発

一用紙を作成し使用することを知らせた。

8月8日 大阪府政記者クラブにおいて大阪府の労働部・企画部・教育委員会、大阪市教育委員会は、統一用紙の使用、企業に対する啓蒙指導について共同発表を行い⁽⁴⁶⁾、その内容が新聞報道された⁽⁴⁷⁾。

8月13日 進路指導担当者打合せ会⁽⁴⁸⁾

内 容： 大阪府教育委員会は、府下の高等学校進路指導担当者に大阪府立、大阪市立、大阪私立別に各統一様式用紙を使用することを周知

10月13日 大阪府下就職関係書類の統一についての連絡会⁽⁴⁹⁾

内 容： 大阪府の労働部・企画部・教育委員会、大阪市教育委員会の担当者6名が出席し今後の進め方を検討した。

10月22日 第1回大阪府下就職関係書類の統一についての打合せ会⁽⁵⁰⁾

内 容： 大阪府立高等学校長協会、大阪市立高等学校長会、大阪府・大阪市・大阪私立の各進路指導研究会の代表、大阪府の労働部・企画部・教育委員会、大阪市教育委員会の担当者21名が集まり協議。「大阪府下公私立高校統一用紙」の様式名は「大阪府高等学校生徒就職用所定用紙」とした⁽⁵¹⁾。

11月4日 大阪府私立高等学校進路指導研究会役員会⁽⁵²⁾

内 容： 統一用紙について協議が行われた。

11月30日 第2回大阪府下就職関係書類の統一についての打合せ会⁽⁵³⁾

内 容： 10月22日開催の打合せ会の協議内容の確認が行われた。

<昭和46(1971)年>

2月19日 大阪府教育委員会教育長が府立高等学校長宛に大阪府下公私立高校統一用紙の使用について通知文を发出⁽⁵⁴⁾

このように、大阪市立の独自の統一用紙制定が契機になり、大阪府立統一用紙と大阪私立統一用紙の制定を促し大阪府下公私立高校統一用紙制定につながったのである。

⁽⁴⁶⁾ 「要求の5項目の回答について」(担当指導主事メモ) 昭和45(1970)年8月31日

⁽⁴⁷⁾ 「高卒就職“差別”示す資料提供しません 大阪で企業側に通告」 昭和45(1970)年8月8日付 毎日新聞夕刊、「来年は調査書を統一 高校生の就職」 昭和45(1970)年8月9日付 読売新聞朝刊

⁽⁴⁸⁾ 注(46)参照

⁽⁴⁹⁾ 「府下就職関係用紙の統一についての連絡会(記録)」 昭和45(1970)年10月13日 於：中小企業文化会館

⁽⁵⁰⁾ 注(49)参照

⁽⁵¹⁾ 資料「就職関係書類の統一についての打合せ会概要」 昭和45(1970)年10月22日 於：中小企業文化会館

⁽⁵²⁾ 「役員会開催について」 各役員校宛 大阪府私立高校進路指導研究会会長山田大吉郎発

⁽⁵³⁾ 注(51)参照

⁽⁵⁴⁾ 「新規高等学校卒業者の就職応募書類について(通知)」 昭和46(1971)2月19日付 指一内第69号 府立高等学校長宛 大阪府教育委員会教育長発

(3) 近畿統一用紙制定へ

大阪府下公立高校統一用紙の制定より以前になるが、昭和 45（1970）年 9 月 29 日に開催された「近畿高等学校進路指導連絡協議会幹事会」において大阪府立、大阪市立及び大阪私立の学校においてそれぞれ統一した応募用紙を作成し使用することが報告されたが、その際、各府県が独自に統一用紙を使用している状況が明らかになった⁽⁵⁵⁾、⁽⁵⁶⁾。

次に、近畿統一用紙制定の取組みについて時系列に示す。

<昭和 45（1970）年>

11 月 5 日 第 2 回近畿地区高等学校就職問題協議会⁽⁵⁷⁾、⁽⁵⁸⁾ 於：大阪市

出席者： 近畿地区（三重県を含む二府五県）の教育委員会、私学担当課、公私高等学校進路指導研究会代表、職業安定行政課長ら 47 名、中央から文部省教科調査官、労働省中央職業指導官兼学卒係長が出席。

内 容： 文部省初等中等教育局職業教育課教科調査官は挨拶の中で「統一用紙の件については就職差別の問題がからんでおり先生方の苦労が大変である。中央で委員をあげて作成に取り組んでいるが、全国統一が可能かどうか難しい状況である」また、論議の中で「全国高等学校長協会の中で十分検討願って作成され、それを使用されたらと考える。・・・近畿ブロックとしてまとめ、できればそれを全国統一の方向にもっていくのが筋である」と発言。各府県からは「全国的に統一すべきだが、近畿だけでも統一したい」との意見が強く出される⁽⁵⁹⁾。

11 月 10 日 近畿高等学校進路指導連絡協議会総会⁽⁶⁰⁾、⁽⁶¹⁾ 於：京都市

内 容： 各府県より「近畿で統一すべきである」との意見が強く出され、幹事会で近畿統一用紙を作成し、使用できる府県から使用を開始することになる⁽⁶²⁾。そして、各府県の履歴書、調査書等が比較検討された⁽⁶³⁾。

⁽⁵⁵⁾ 「幹事会開催の件」 昭和 45(1970)年 9 月 16 日付 府県市幹事宛 近畿高等学校進路指導連絡協議会会長小野雄三発

⁽⁵⁶⁾ 「近畿高等学校進路指導連絡協議会幹事会」(メモ) 昭和 45(1970)年 9 月 29 日

⁽⁵⁷⁾ 「近畿地区高等学校就職問題協議会の開催について(通知)」 昭和 45(1970)年 10 月 21 日付 45 教委指一第 503 号 近畿各府県教育委員会指導主管課長・高等学校進路指導研究会会長宛 大阪府教育委員会教育長 吉澤正七郎発

⁽⁵⁸⁾ 「近畿高等学校就職問題協議会」次第 昭和 45(1970)年 11 月 5 日 於：大阪市

⁽⁵⁹⁾ 「近畿高等学校就職問題協議会」(担当指導主事メモ) 昭和 45(1970)年 11 月 5 日 於：大阪市

⁽⁶⁰⁾ 注(15)参照

⁽⁶¹⁾ 「総会開催の件」 昭和 45(1970)年 10 月 15 日付 会員宛 近畿高等学校進路指導連絡協議会会長小野雄三発

⁽⁶²⁾ 「近畿高等学校進路指導連絡協議会総会メモ」 昭和 45(1970)年 11 月 10 日 於：京都市

⁽⁶³⁾ 「近畿高等学校進路指導連絡協議会統一用紙審議資料」 別紙資料 2-1、2-2 参照。平成 26(2014)年 10 月 18 日、本資料は当時大阪府高等学校進路指導研究会の金井辰男氏が作成されたことをご本人に確認した。

11月27日 近畿高等学校進路指導連絡協議会幹事会^{(64), (65)} 於：大阪市

内 容： 近畿統一用紙制定について具体的な協議が始まり素案が作成された。

<昭和46(1971)年>

1月12日 近畿高等学校進路指導連絡協議会^{(66), (67)} 於：大津市

内 容： 近畿統一用紙について審議され、原案が作成された。

2月16日 近畿高等学校進路指導連絡協議会^{(68), (69)} 於：奈良市

内 容： 近畿統一用紙が制定される^{(70), (71)}。

7月22日 近畿二府四県(三重県を除く)教育委員会教育長・労働主管部長・私学主管部長・各市(京都、大阪、神戸)教育委員会教育長から各事業主宛に「新規高等学校卒業者の応募書類について(依頼)」⁽⁷²⁾発出

内 容： 近畿の高等学校においては公立私立を問わず、近畿統一応募用紙の使用が明記される。

5 まとめ

昭和30年代、高等学校の就職指導においては採用選考開始日の遵守と社用紙の撤廃という2つの課題があった。採用選考開始日遵守への取組みが、近畿高等学校進路指導連絡協議会設立につながった。その後、統一用紙制定の機運が高まる中、昭和45(1970)年度には大阪府下公立高校統一用紙制定は一旦見送られたものの、大阪市立高等学校教育研究会が大阪市立独自の統一用紙を制定。それを受けて、急遽、大阪府立、大阪私学の各統一用紙が制定され使用された。このことが近畿高等学校進路指導連絡協議会で報告され、各府県で独自の統一用紙が使用されていることがわかった。そして、大阪府高等学校進路指導研究会が近畿各府県市の独自の統一用紙を調べて審議資料を作成し、近畿統一用紙制定へとつながったのである。

⁽⁶⁴⁾ 注(15)参照

⁽⁶⁵⁾ 注(12)参照

⁽⁶⁶⁾ 注(15)参照

⁽⁶⁷⁾ 注(12)参照

⁽⁶⁸⁾ 注(15)参照

⁽⁶⁹⁾ 注(12)参照

⁽⁷⁰⁾ 「近畿高等学校進路指導連絡協議会所定用紙(近畿高等学校統一応募用紙)」別紙資料3～5参照：大阪府高等学校進路指導研究会機関誌「進路」第5号 昭和46(1971)年3月31日 pp39-43

⁽⁷¹⁾ 「就職応募の書式統一 近畿の高校 差別防止へ決める」昭和46(1971)年2月17日付 朝日新聞朝刊

⁽⁷²⁾ 「新規高等学校卒業者の応募書類について(依頼)」昭和46(1971)年7月22日 各事業主宛 近畿二府四県(三重県を除く)教育委員会教育長・労働主管部長・私学主管部長・各市(京都、大阪、神戸)教育委員会教育長発

(1) 西日本統一用紙制定への取組み

近畿統一用紙制定後、西日本統一用紙制定に向けて大阪府教育委員会が中国・四国地区、九州地区に呼びかけ、「西日本地区高等学校新規卒業予定者の就職問題打合せ会」を昭和 47(1972)年 7 月、昭和 48(1973)年 5 月に開催した⁽⁷³⁾、⁽⁷⁴⁾。

しかし、文部省が昭和 46(1971)年 4 月に全国高等学校長協会指定用紙による統一様式が定められたことを通知し⁽⁷⁵⁾、また昭和 48(1973)年 3 月に労働省が、同年 5 月に文部省が全国高等学校統一用紙の使用を通知した⁽⁷⁶⁾。このことから全国統一用紙を使用する県が多く西日本統一用紙制定の取組みは頓挫した⁽⁷⁷⁾。

(2) 全国統一用紙と近畿統一用紙の違い

全国並びに近畿統一用紙に関わる各通知文から制定の趣旨を比較する。

昭和 46(1971)年 4 月 30 日付の全国校高等学校長協会様式決定の通知文では、「事務の適正化と簡素化」⁽⁷⁸⁾が述べられていた。同年 2 月 16 日には近畿統一用紙が制定されていた訳であるが、2 年後の昭和 48(1973)年 3 月 4 日付の全国統一用紙使用の通知文でも「事務の適正化と簡素化」⁽⁷⁹⁾という文言が残り、ここで初めて「採用のための選考に対して不合理な差別の排除を意図しているものである」という一文が追加されている。

一方、昭和 46(1971)年 7 月 22 日付の近畿統一用紙使用の通知文⁽⁸⁰⁾には、「事務の適正化と簡素化」という文言はなく、「社用紙には部落差別を温存助長する項目が数多く見受けられる」と前置きし「一切の差別的選考を排除するため」と述べられている。このことは、昭和 48(1973)年 3 月 1 日付の全国統一用紙使用の労働省の通知文⁽⁸¹⁾に「片親または両親を欠く者、心身に障害のある者及び定時制・通信制在学者等に対する差別的な取扱いがみられ、特に同和対策対象地域住民に対する就職に際しての不合理な差別事象は後を絶たないところである。(中略)こ

⁽⁷³⁾ 第 1 回「西日本地区高等学校新規卒業予定者の就職問題打合せ会」 昭和 47(1972)年 7 月 21 日 於：大阪市

⁽⁷⁴⁾ 第 2 回「西日本地区高等学校新規卒業予定者の就職問題打合せ会」 昭和 48(1973)年 5 月 31 日 於：大阪市

⁽⁷⁵⁾ 「高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一について (通知)」 昭和 46(1971)年 4 月 30 日付 46 初職 29 号 各都道府県教育委員会指導主管部課長・私立学校主管部課長宛 文部省初等中等教育局職業教育課長 阿部充夫発

⁽⁷⁶⁾ 「新規高等学校卒業生採用・選考のための応募書類について」 昭和 48(1973)年 3 月 1 日付 職発第 127 号 各都道府県知事宛 労働省職業安定局長発 各都道府県知事に全国高等学校統一応募用紙の使用が通知された。

⁽⁷⁷⁾ 第 2 回「西日本地区高等学校新規卒業予定者の就職問題打合せ会」記録

⁽⁷⁸⁾ 注(75)・別紙資料 6 参照

⁽⁷⁹⁾ 注(76)・別紙資料 7 参照

⁽⁸⁰⁾ 注(72)・別紙資料 8 参照

⁽⁸¹⁾ 「高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一について (通知)」 昭和 48(1973)年 5 月 7 日付 48 初職第 17 号 各都道府県教育委員会指導主管部課長・私立学校主管部課長宛 文部省初等中等教育局職業教育課長 中西貞夫発 別紙資料 9 参照

これらの就職差別を排除するため」と述べられている意図と同じである。つまり、全国統一用紙は高等学校の就職指導に関わる事務の適正化と簡素化を意図していたが、近畿統一用紙は、労働省の通知文と同じくあくまで就職差別の排除を意図していた。即ち、制定の趣旨が異なると言える。

次に、現在使用されている全国統一用紙と近畿統一用紙を比較する。

ア 全国統一用紙にはない紹介書が近畿統一用紙にある。近畿統一用紙の紹介書の中には「不採用の場合は、今後の指導に生かしたいと考えますので、その理由をできるだけ詳細に記入いただき、応募書類とともに学校あてに送付いただきますようお願いいたします。」という記述ある⁽⁸²⁾。不合格の理由に適性と能力以外の本人に責任のないことが含まれていないか点検したい近畿の先生方の気持ちが込められていると考える。

イ 履歴書の学歴・職歴欄の1行目右端であるが、全国統一用紙では「高等学校入学」とある一方、近畿統一用紙では「入学」とある⁽⁸³⁾。全国統一用紙では高等学校の生徒に限定しているが、近畿統一用紙では特別支援学校高等部の生徒も使用するようになっているのである。

ウ 調査書の中に、全国統一用紙には全・定・通の課程別欄があるが⁽⁸⁴⁾、近畿統一用紙にはない⁽⁸⁵⁾。近畿では課程に関係なく高等学校等卒業者は同一に扱うということである。

昭和46(1971)年に近畿統一用紙が制定されていなかったら、高等学校の就職指導は昭和48(1972)年に通知された全国統一用紙の事務の簡素化の考え方が前面に出て、近畿においても就職差別根絶の取組みは現在のように進んでいなかったと考える。

近畿の教育、労働等の関係機関をはじめ諸団体の多くの人達の就職差別根絶をめざした熱い思いと実践が近畿統一用紙制定につながり、従来使用されていた社用紙はもちろん、公務員採用試験応募用紙よりも飛躍的に前進したものとなった⁽⁸⁶⁾。

最後に、本論考で述べた取組みは、就職試験の後に生徒が記入する就職受験報告書⁽⁸⁷⁾の取組みとあいまって身元調査などを無くし⁽⁸⁸⁾、就職差別の根絶だけでなく就職の機会均等の保障についても前進させたと考える。その意味で、近畿統一用紙制定の取組みは極めて大きな意義があったし、当時の関係者の“志の高さ”こそ現在の教育関係者が引き継がなければならないことであるとする。

⁽⁸²⁾ 「近畿高等学校統一応募用紙」 摂南大学教育学研究 第8号 2012年1月 pp14

⁽⁸³⁾ 「全国高等学校統一用紙」 別紙資料10 参照

⁽⁸⁴⁾ 「全国高等学校統一用紙」 別紙資料11 参照

⁽⁸⁵⁾ 「近畿高等学校統一応募用紙」 摂南大学教育学研究 第8号 2012年1月 pp15

⁽⁸⁶⁾ 熊本県同和教育研究協議会・熊本県高等学校同和教育研究会編 「43項目の質問状」 1997年11月29日 pp127

⁽⁸⁷⁾ 「就職受験報告書」 大阪府高等学校進路指導研究会創立40周年記念誌 平成17(2005)年3月31日 pp62-67

⁽⁸⁸⁾ 「問題事象件数の推移」 大阪府高等学校進路指導研究会創立40周年記念誌 平成17(2005)年3月31日 pp73

森 均：近畿高等学校統一応募用紙の制定過程に関する実証的研究

別紙資料 1

〇〇〇〇株式会社
個人調査書
(高校・短大用)

この点線内に写真を貼付して下さい

写真の裏面にも
学校・氏名を記入
しておいて下さい

- 記入上の注意
- この書類は採用上重要な資料となりますので、必ず自筆ペン書きで事実を正しく記入して下さい。
 - 万一、記載事項に虚偽があると、採用を取消すことがあります。
 - この個人調査書には必ず戸籍簿本を添付して下さい。

記入年月日	以下本個人調査記載の事実と相違ありません。 昭和 年 月 日		
学 校 名	立	短期大学 高等学校	科
学校所在地	電話 局 番	担当教諭名	
よりがな		男 女	
氏 名	昭和 年 月 日生(調 才)		◎

家 族 状 況

- ① 父・兄弟姉妹・他家に養子縁組、結婚した人及びその配偶者についてすべて記入して下さい。
- ② 死亡された場合は死亡の原因、死亡年月日、死亡当時年齢・職業を記入してください。
- ③ 職業欄は、なるべく具体的に、公務員・会社員等の場合は社名・部係・役職等まで併記して下さい。
- ④ 「〇×△」欄には、あなたと同居されている方には△印、故人には×印、又就職後あなたが就業しなければならない家業には〇印を記入して下さい。
- ⑤ 父の前職があれば最近のもの2つを記入して下さい。
- ⑥ 使用人その他同居者があれば末尾に併記して下さい。

本人との続柄	氏 名	誕 生 年 令	出 身 学 校	職 業	勤 続 年 数	月 収	〇 × △	現 住 所
父	会社名	年 月	年 月	職 業 内 容				退職理由
母	会社名	年 月	年 月	職 業 内 容				退職理由
兄弟姉妹	人 中			養 育 費				

親 戚 状 況 (父母の兄弟姉妹のうち生存者のみ記入して下さい)

父母との続柄	氏 名	誕 生 年 令	出 身 学 校	職 業 (自・叔母の場合は親主人の氏名・職業)	現 住 所
(父方)					
(母方)					

履 歴 書

よりがな	旧 氏 名	
氏 名	改 名 理 由	
本 籍 地	出 生 都 道 府 県 名	
よりがな	居 住 年 数	年
現 住 所	下宿されている場合は	敷 方 電 話 局 番 呼 出 の 場 合 敷 方
戸 籍 筆 頭 者	お 父 様 の 姓 名	

学 歴	職 歴	受 賞 歴	取 得 資 格
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

家 庭 環 境

現住所付近略図 ↓	住居の種類	持家・借家・社宅 借間・アパート 下宿・寄宿舎
	住居の広さ	坪 敷地 (所有・借地) 坪 家 延 坪 (実質坪) 室 数 室 数 畳 数
	環境	住宅街・商店街 工場街・農村 漁村・山村
	(駅までの所要時間 分)	
最寄駅から当社まで使用する交通機関、コースを明確に記入して下さい。 記入要項 ○ ○ 駅 → ○ ○ 駅 × × 橋 × × 橋 × × 橋 × × 橋 × × 橋 ○ ○ 駅 → ○ ○ 駅 → 徒歩 → 当社 → 当店		
当社までの所要時間 時間 分	最寄支店 (支店) までの所要時間 時間 分	
資 産 (種類 広さ金) (額等具体的な)	不動産 動 産	資産収入 月平均 円
学 費	月平均 円	奨学金月 (種類 円)
新 家 庭 で は あなたの収入を	当てにする 少々当てにする 全然当てにしない	

父母の実家の住所及び職業

父の実家の住所	祖父の職業
母の実家の住所	祖母の職業

身元保証人予定者 (祖父・祖母・兄弟姉妹以外で独立の生計を営む成年者)

氏 名	年 令	あなたとの係	職 業 (具体的な)	現 住 所

自 己 紹 介

あなたの自覚している性格 【尺度上に○をつけて下さい】	社交性	に富む	普通	に欠ける	指導性	に富む	普通	に欠ける
	忍耐力	に富む	普通	に欠ける	几帳面	である	普通	でない
	明朗性	に富む	普通	に欠ける	感情的	でない	普通	である
	積極性	に富む	普通	に欠ける	神経質	でない	普通	である
あなたの長所・短所を具体的に	長所							
	短所							
尊敬する人物	氏名	理由						
愛読書	書名	感想						
趣味				特 技				
担任の先生又はゼミナール教授				ゼミナール学 科 名				
成 績	高校	人中：短大	人中	特に研究した学科又は卒業論文				
得意な学科				不得意な学科				

自己の生活信条		学校以外に特に熱心にしたことなければその理由	
学生運動についての考えは		自分の信仰する宗教とその理由	
政治についての考えは		家 の 宗 教 (該当分を○でかくむ)	禅宗・浄土真宗・天台宗・真言宗・浄土宗・日蓮宗・創価学会(日蓮正宗)キリスト教・金光教・PL教団・霊友会・世界救世教・生長の家・立正教会・神社神道 [その他]
支持する政党	政党名 理由		

(引用：府立学校人権関係教材指導資料)

団体生活所属クラブ団体 【学術・スポーツ上の集り等その内容及び活動状況】	団体(クラブ)名	内 容	活動(役員・選手等)	期 間
	学 内			
学 外				
アルバイトの経 験	内容	期間	収入	
親しい友人	氏名	学校名		
		学校名		
悩みがあった場合の相談相手	氏名	関係	理由	

別紙資料2-1

統一用紙審議資料

近畿高等学校進路指導協議会

I. 現在各府県で統一されているもの。

- 大阪府 推薦者名簿送付書、調査書、履歴書、
- 大阪市 身上書、人物所見書、履歴書
- 大阪私 就職報告書、履歴書
- 京都市市私 調査書、推薦書
- 滋賀県 個人調書、推薦書
- 奈良県 推薦書、履歴書
- 和歌山県 調査書
- 兵庫県、神戸市 就職総合調査書

〔註〕 来年度と目標に大阪府・市・私学で履歴書、身上書、調査書統一の試案あり。

II. 統一用紙の内容比較。

(1) 履歴書
 ○印大阪府と同じ X印その項目なし
 △印大阪府で内容の異なること3

大阪府	大阪市	大阪私	奈良県
1. 本人氏名 (1)ふりがな (4)生年月日	1. (1)○ △男女 (4)○ △満年齢	1. (1)○ (4)○	1. (1)○ △性別
2. 保護者名 (1)姓柄	2. X	2. (1)○	2. X
3. 本籍地 (1)都・道・府・県名	3. (1)○	3. (1)X	3. (1)○
4. 現住所 (1)ふりがな	4. (1)○	4. (1)○ △そり紙	4. (1)○ △別用紙送付
5. 郵便番号	5. ○	5. ○	5. ○
6. 電話	6. ○	6. ○	6. ○
7. 学歴	7. △学、取、業	7. ○	7. ○
8. 特授資格 (1)取得年月日	8. *身上書に (1)X	8. (1)○	8. (1)○
9. 家族 (1)年令 (4)男女別	9. 身上書に (1)○ (4)○	9. (1)○ △後病健否 (4)X △同居別居	9. (1)○ (4)○
10. 写真	10. ○	10. ○	10. ○

別紙資料2-2

(2) 調査書

大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	奈良県	和歌山県	滋賀県	兵庫県
1. 調査書	1. 就職報告書	京都府・平・私	奈良県	和歌山県	滋賀県	兵庫県	兵庫県
2. 課程別 全・定通	2. 0	2. X	2. 0	2. X	2. X	2. X	2. X
3. 学科名	3. 0	3. 学科別用紙	3. 0	3. 0	3. 0	3. X	3. 0
4. 氏名・性別・年齢 (男・女・年齢)	4. 0	4. 0	4. 0	4. 0	4. 0	4. 0	4. 0
5. 入学卒業年月日 (入学 卒業)	5. (1) 0 (2) X (3) X (4) 0	5. (1) 0 (2) X (3) X (4) 0	5. (1) 0 (2) X (3) X (4) 0	5. (1) 0 (2) X (3) X (4) 0	5. (1) 0 (2) X (3) X (4) 0	5. (1) X (2) X (3) X (4) 0	5. (1) 0 (2) 0 (3) 0 (4) 0
6. 教科学習成績	6. 0	6. 0	6. X	6. 0	6. 0	6. 0	6. 0
7. 出席状況 (1) 欠席回数 (2) 欠席理由	7. (1) 0 (2) 0	7. (1) 0 (2) 0	7. (1) 0 (2) 0	7. (1) 0 (2) 0	7. (1) 0 (2) 0	7. (1) 0 (2) 0	7. (1) 0 (2) 0
8. 人物概評 (1) 12項目 (2) 特徴	8. 0	8. 行動的・社会的性格 (1) 12項目 (2) 0	8. 本人行動的・社会的性格 (1) 12項目 (2) 0	8. 行動的・社会的性格 (1) 12項目 (2) 0	8. 行動的・社会的性格 (1) 12項目 (2) 0	8. 人物概況 (1) 12項目 (2) 0	8. 行動的・社会的性格 (1) 12項目 (2) 0
9. 特別教育活動 (1) 12項目 (2) 特徴	9. 0	9. 0	9. 0	9. 0	9. 0	9. 0	9. 0
10. 身体状況 (1) 検査項目 (2) 検査結果	10. (1) 0 (2) X (3) 0	10. (1) 0 (2) X (3) 0	10. X	10. X	10. (1) 0 (2) X (3) 0	10. (1) 0 (2) X (3) 0	10. (1) 0 (2) X (3) 0
11. 上記以外の主な	11. 所記事項	11. 趣味・特記事項	11. 趣味・特記事項	11. 趣味・特記事項	11. 趣味・特記事項	11. 趣味・特記事項	11. 特記

別紙資料3

昭和 年 月 日

殿

高等学校長 氏名 印

紹 介 書

貴社ますますご隆昌のこととお喜び申し上げます。

さて過般本校卒業見込み者を貴社へ紹介するようご依頼を賜わり厚くお礼申し上げます。

つきましては下記の者を紹介いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

記

学科名	性別	氏 名	学科名	性別	氏 名

添付書類 履歴書・身上書・調査書 以上()名

(近畿高等学校進路指導連絡協議会所定用紙)

別紙資料4

履 歴 書
(昭和 年 月 日現在)

ふりがな				写 真 (50×65)
本人氏名	印 昭和 年 月 日 生 男・女			
保護者氏名	本人との続柄()			
本籍地	都 道 府 県			
ふりがな				
現住所				
郵便番号	—	電 話	呼出()方	

年 月	学 歴 ・ 職 歴
・	中学校卒業
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
年 月	特 技 ・ 資 格
・	
・	
・	
・	
・	

身 上 書

〔得意な教科・科目〕
〔所属クラブ等〕
〔趣 味〕
〔志望動機〕
〔希望職種〕

家族氏名	性別	年 令	家族氏名	性別	年 令

(近畿高等学校進路指導連絡協議会所定用紙)

別紙資料5

調 査 書

課程別	全・定・通 学科名	入学・卒業等	入学	入学	入学	入学	入学	入学				
ふりがな		男・女	昭和 年 月 日 転(編入学)	昭和 年 月 日 卒業見込								
氏 名	昭和 年 月 日 生											
教 科 学 習 成 績	教 科	科 目	1年	2年	3年	4年	教 科	科 目	1年	2年	3年	4年
備 考												
出 席 状 況	学 年	欠 席 日 数	欠 席 の お も 理 由	学 年	欠 席 日 数	欠 席 の お も 理 由						
1				3								
2				4								

行 動 お よ び 性 格	項 目	A	B	C	項 目	A	B	C	項 目	A	B	C
	自主性				向上心				同情心			
責任感				公正さ				公共心				
根気強さ				指導性				積極性				
自省心				協調性				情緒の安定				

特別教育活動等

身 体 状 況	検査年月	昭和 年 月	色 神	正常・色弱・色盲
	身長	・ cm	聴 力	正常・難聴(右・左)
	体重	・ kg	X線撮影	
	胸 囲	・ cm	既往症	
	視 力	右 () 左 ()		

上記の記載事項に誤りがないことを証明する。

昭和 年 月 日

所 在 地

学 校 名

学 校 長 名

記 載 者 氏 名

別紙資料6

4 6 初 職 第 2 9 号

昭和46年4月30日

殿

文部省初等中等教育局

職業教育課長 阿 部 充 夫

高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一
について（通知）

高等学校卒業者の就職指導については、日ごろ格別のご尽力をいただいているところでありますが、このたび全国高等学校長協会において、就職事務の適性化と簡素化を図る見地から、別紙のような就職のための応募書類の統一様式が定められましたので、お知らせします。

ついては、このことの趣旨をじゅうぶんご理解のうえ、学校における就職事務がいっそう円滑に進められるようご配慮願います。

本信送付先

各都道府県教育委員会指導主管部課長

各都道府県私立学校主管部課長

注： 下線は筆者による

別紙資料7

職初第127号
昭和48年3月1日

各都道府県知事 殿

労働省職業安定局長

新規高等学校卒業生採用・選考のための応募書類について

新規学校卒業生の職業紹介については、求職者が将来よき職業人・社会人となることを目標とし、本人の適性と能力を中心として行なうものであり、求人者の行なう選考についても、積極的に本人の有する適性・能力を引き出し、これを有効に発揮させるという観点に立って行なうべきものである。しかしながら現在企業が独自に定めて用いている応募書類には、適性・能力と直接関係のない事項が含まれ、しかもこれらの事項を判断の資料として採否の決定が左右される場合があり、事実、片親または両親を欠く者、心身に障害のある者及び定時制・通信制在学者等に対する差別的な取扱いがみられ、とくに同和対策対象地域住民に対する就職に際しての不合理な差別の事例は後を絶たないところである。

このような現状にかんがみ、採用のための選考に際し、これらの就職差別を排除するため、新規高等学校卒業生の選考に当っての応募書類については労働省、文部省及び全国高等学校長協会の協議のもとに定められた様式を全国的に統一した応募書類（以下「統一応募書類」という）として使用するようその普及を図ってきたところであるが、今後さらにその使用の徹底を図ることとしたので、下記により教育機関、事業主団体等とも十分連携をとり求人者指導等について格段の配慮をお願いする。

記

- 1 統一応募書類の様式について
昭和48年度における統一応募書類の様式は、別添のとおりとする。
- 2 統一応募書類の特例
格別の事情があつて都道府県または2以上の都道府県において、別に応募書類を统一的に定める必要がある場合においては、統一応募書類の趣旨に沿い、かつ統一応募書類に記載されている項目以内の項目に限ったものを定めること。
- 3 統一応募書類の使用についての指導の徹底
 - ① 都道府県は、就職問題連絡協議会等を開催し、関係機関・団体等に対し、統一応募書類（以下、上記2により定めたものを含む）の趣旨及び使用については徹底を期すること。
 - ② 公共職業安定所は、高卒者就職対策連絡会議、求人説明会等のあらゆる機会をとらえて統一応募書類の趣旨及び使用について周知を図るとともに、とくに求人者の受理・確認にあたっては、統一応募書類を使用すべきことを求人者に徹底すること。
 - ③ 各高等学校に対しては、統一応募書類以外の書類による生徒の推薦は行なわないよう指導すること。
- 4 統一応募書類以外の応募書類の使用の禁止
求人者が応募書類を独自に定めて使用または統一応募書類のほかに、戸籍謄（抄）本等の他の書類の提出を求めることは認めないものとし、これを強力に指導すること。
- 5 統一応募書類の用紙
労働省指定に係る統一応募書類の用紙については、労働省で印刷・配付する。

注： 下線は筆者による

昭和 4 6 年 7 月 2 2 日

各事業主 殿

近畿二府四県（三重県を除く）
教育委員会委員長
労働主管部長
私学主管部長
各市（京都、大阪、神戸）
教育委員会委員長

新規高等学校卒業者の応募書類について（依頼）

新規高等学校卒業者の採用に当たり、各企業におかれては従来、企業ごとに作成された独自の応募書類への記入を求めてこられました。これらの応募書類には同和対策審議会答申の中で国民的課題として早急に解消すべきであると指摘されている部落差別を温存助長するおそれのある項目が数多く見受けられました。このことは、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念をいちじるしく阻害するものでありますので、近年、各府県ごとに統一様式を定めて、各企業の協力を求めてきたところであります。この趣旨をさらに徹底し、一切の差別的採用選考を排除するためこのたび、近畿各府県（2府4県）の関係機関が協議いたしまして、近畿の高等学校においては、公立私立を問わず、生徒の推せんには、統一した応募書類（別紙様式1・2・3）を使用することにいたしました。

つきましては、新規高等学校卒業者の採用選考に当たっては下記のことを守っていただくようお願いいたします。

なお、別添「同和問題の認識について」の趣旨を十分にご理解くださいます。すべての応募者を公平に取り扱われますよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 企業独自の応募書類の提出を求めないこと。
- 2 採用選考の過程において、学校が提出する統一した応募書類以外の書類の提出は求めないこと。
- 3 採用選考の過程において統一した応募書類に記載した事項以外のことについて調査又は質問をしないこと。

注： 下線は筆者による

別紙資料9

48初職第17号
昭和48年5月7日

殿

文部省初等中等教育局
職業教育課長 中西貞夫

高等学校卒業者の就職応募書類の様式の統一について（通知）

標記の件については、さきに昭和46年4月30日付け46初職第29号通知をもって、全国高等学校長協会が定めた就職のための応募書類の統一様式を使用することについてご配慮願うよう通知したところであるが、このたび全国高等学校長協会においては、就職のための応募書類の統一様式を改善し、別添のとおり定めたので、文部省、労働省および全国高等学校長協会との協議により、この統一様式を使用するようお願いするの普及を図ることとしました。

就職のための応募書類の様式の統一は、高等学校における就職あわせん事務の適正化と簡素化を図るとともに、採用のための選考に際しての不合理な差別の排除を意図しているものであります。

各都道府県教育委員会においては、管下の高等学校に対してこの趣旨を徹底させ、学校における就職事務がいつそう円滑に進められるようご配慮願います。

なお、特別の事情があつて都道府県または2以上の都道府県において別に就職のための応募書類を統一的に定める必要がある場合においては、上記の趣旨に沿って定められるようご配慮ください。

本信送付先

各都道府県教育委員会指導主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長

注： 下線は筆者による

別紙資料 10

履 歴 書

平成 年 月 日現在

写真をはる位置
(30×40mm)

ふりがな		性別
氏名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	
ふりがな	〒	
現住所		
ふりがな	〒	
連絡先		

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月	高等学校入学
	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

資 格 等	取得年月	資格等の名称
趣味・特技	校内外の諸活動	
志 望 の 動 機		
備 考		

(応募書類 その1)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

別紙資料 11

調 査 書

(応募書類 その2)

ふりがな		性別
氏名	昭和・平成 年 月 日生	現住所
学校名	平成 年 月 入学 (第 学年) 編入学・転入学	在学期間
課程名	全・定・通 学 科 名 科	平成 年 月 卒業・卒業見込

出席状況	欠席日数	1年	2年	3年	4年	欠席の主な理由
------	------	----	----	----	----	---------

身 体 状 況						検査日・平成 年 月
身長	cm	視	右 ()	聴	右	備 考
体重	kg	力	左 ()	力	左	

(視力欄にA～Dが記入されている場合、A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7未満0.3以上、D:0.3未満を要す)

学 習 の 記 録	
教科・科目	評 定
教科 科 目	1年 2年 3年 4年
教科 科 目	1年 2年 3年 4年

本人の長所・推薦事由等	
-------------	--

記載者	印
-----	---

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

平成 年 月 日
(所在地) 〒
(学校名)
(電話番号)
(校長名)

印

(応募書類 その2)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)